

韓国からのニュース

■労働界『感情労働の労災認定』に法改正推進／労災法・産業安全法・労基法改正案、今月末に発議

労働界によれば、民主労総サービス連盟・保健医療労組・事務金融労組が、感情労働の産業災害認定のために関連法の改正を進めている。

これら労組は今月末に、シム・サンジョン統合進歩党議員を始めとする国会・環境労働委員会所属の議員を中心に、関連法の改正案を発議する予定。

労組が組合員を対象に実態を調査した結果、流通販売職の場合、回答者の91%、保健医療労働者では84%、金融保険業のコールセンターでは95%が、「感情労働をしている」と答えた。

感情労働が産業災害と認められるには、産業災害補償保険法・産業安全保健法・勤労基準法を改正しなければならない。これらが作成した改正案の草案は、△産業災害補償保険法上の業務上疾病に、感情労働による精神的な症状と疾病を明示し、△産業安全保健法上の産業災害の定義に感情労働の項目を追加し、△勤労基準法上の勤労の定義に感情労働を含ませる、という内容を盛り込んでいる。

イ・スジョン公認労務士は「サービス産業が全産業の60%以上を占めている状況で、現在の法は変化した状況を反映できていない」として「サービス労働者の主な業務が感情労働で、感情労働による被害が深刻な状況であるため、感情労働を産業災害と認定する内容を、法で明示しなければならない」と強調した。

労働界は感情労働の労災認定を争点化する

るために、集団労災申請も計画している。イ・ソンジュン・サービス連盟政策室長は「改正案の発議後、感情労働による被害事例を集めて集団的に労災を申請する計画」で、「感情労働による被害を判定機関がどのようになっているかを確認する、象徴的な意味がある」と説明した。2012年8月1日 毎日労働ニュース チュ・ジンユン記者

■労災予防活動を熱心にすれば労災保険料割引／労働部、労災予防料率制導入、50人未満の製造業で先ず実施

今後、産業災害予防活動を行った50人未満の小規模製造事業場は、労災保険料を割引されるようになる。

雇用労働部は7日、「小規模事業場の産業災害を減らすために、労災予防活動を熱心にする事業場に対して、労災保険料を割引する労災予防料率制を実施する」と明らかにした。労働部はこの日『雇用保険および産業災害補償保険の保険料徴収などに関する法律』改正案を立法予告した。

最近小規模事業場を中心に労災発生が持続的に増加しているが、これらに対する政府の指導・監督は不十分な状況だ。労働部によれば全産業の災害被災者の内、50人未満の事業場で発生する被災者比率が毎年増加している。2008年の78.3%から昨年の82.4%にまで上昇した。小規模事業場と50人以上の事業場との災害率格差も、同期間に3.31倍から3.92倍に拡大した。

労働部の関係者は「小規模事業場の場合、災害の発生周期が長く、相当数の事業場が災害発生の可能性を認識できなかったり、予防活動を疎かにしているのが実情」とし、

「今回導入する予防料率制は、経済的インセンティブを与えて労災予防努力を促進することに目的がある」と話した。

労災保険料を割引されるためには、危険性評価などの予防活動を行わなければならない。事業主が要請すれば、安全保健公団がコンサルティングを行う。50人未満の製造事業場に先ず適用されるが、労働部は制度実施以後に成果を分析し、他の業種にまで拡大する計画だ。雇用労働部長官は「労災予防活動を熱心にすれば、労災保険料率の割引と技術支援を併行する計画」とし、「小規模事業場がもっと自律的に予防活動に参加することを期待する」と話した。2012年8月8日 毎日労働ニュース チェ・チョンナム記者

■職場閉鎖中に監禁労働で精神疾患になれば『労災』/柳成企業労働者、救社隊として強制動員された衝撃で数回の自殺未遂

職場閉鎖期間に業務に復帰した労組員が、工場の中に閉じ込められたまま長時間労働に苦しめられ、会社の救社隊に強制動員されて精神疾患を病むことになれば、業務上災害という判定が出た。今までチョング聖心病院やハイテクRCDコリアの事例のように、労組員が会社の救社隊によって暴行され、監視と差別を受けて精神疾患が発病し、労災と認められたことはあったが、反対のケースは今回が初めて。

9日、金属労組・柳成企業牙山支会によれば、最近勤労福祉公団天安支社は、昨年8月『重症の憂鬱性エピソード』と診断され、治療中の柳成企業の労働者A(50)氏の労災療養申請を受け容れた。A氏の精神疾患を業務上災害と判断したのである。

柳成企業で30余年間働いたA氏は、昨年5月18日、会社が部分ストに2時間の職場閉鎖を断行すると、直ちに同月29日にスト

ライキの隊列から外れて業務に復帰した。機長だった彼は「責任あるベテランが動いて、会社を救わなければならない」という純粹な思いで業務復帰を選択したと分かった。

しかしA氏を待っていたのは、監禁された状態で行われた殺人的な労働だった。A氏は昨年5月30日から7月19日までの51日間で、49日を家にも帰れない状態で働いた。支会によれば、彼は業務復帰の初日に午前8時30分から翌日の朝1時まで、15時間30分働いた。続いて工場の更衣室にスタイロフォームを敷いて少し眠り、翌日の5月31日にも12時間30分働いたことが確認された。

会社側は「工場の外にいるストライキ参加者が危害を加えるかもしれない」として、作業現場の出入り口に時限装置を別に設置した。A氏はトイレも思いのままに利用できない状態で仕事をした。特に会社の救社隊に動員され、鉄パイプを持って同僚の組合員らと対立する状況に耐えなければならなかった。

以後A氏は長時間労働による深刻な不眠と焦燥・不安症状に苦しめられ、数回自殺未遂をするなど深刻な精神的ストレスを受けた。結局、昨年8月に重症の憂鬱性エピソードと診断された。現在、1年近く入院治療を受けているが状態は好転していない。

イ・サン Chol 公認労務士は「今回の判定は職場閉鎖期間に会社の救社隊として無理矢理動員され、工場に孤立した状態で強制労働をさせられて発病した精神疾患に対し、使用者の責任を問うもので意味が大きい」と話した。イ労務士は「息子の自殺未遂と入院治療で衝撃を受け、集中治療室で治療を受けてきたA氏のお母さんが、今月6日に亡くなった」とし、「職場閉鎖が一つの家庭を深刻な苦痛に追い込んだ」と口惜しがった。2012年8月10日 毎日労働ニュース キム・ミヨ記者